

認定電子計算機の認定取消通知書

- 1 この通知書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第9項の規定により、認定の取消しをする場合に使用する。
- 2 「取消しの理由」には、認定電子計算機が国税庁長官の定める基準に適合しなくなったと認められる理由を記載する。
(注)この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
- 3 この通知書及び教示文は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を事業者に送付する。